

**令和6年度輸出環境整備緊急対策委託事業  
(模倣品等対策事業のうちコンサルティング)  
事業成果報告書**

**IP FORWARD株式会社  
令和8年3月**

## 海外での模倣品の流通・冒認出願について

- 世界各国で、日本の農林水産物・食品における模倣品や産地を誤認させるような商品、非正規流通品が確認されている。
- また、海外市場において日本産ブランドの評価が高まる中、第三者による商標の冒認出願や先取り登録も多発しており、正規事業者が商標を使用できない、又は高額での買戻しを迫られるなど、輸出活動が制約される被害が生じている。
- さらに、模倣品の品質不良や安全性の問題が発生した場合には、ブランド全体の信用失墜につながり、現地市場のみならず他国への輸出にも悪影響を及ぼすおそれがある。
- 加えて、近年はECプラットフォーム及びSNSを通じた流通拡大により、侵害の発見及び封じ込めは一層困難となっており、従来型の事後対応のみでは十分とはいえない状況にある。
- このため、新規輸出国及び侵害発生地域を中心に、侵害事例に応じた具体的対策と、事前の知的財産権取得を含む予防的措置を一体的に講じることが重要である。

## 模倣品によるビジネスリスク

### 売上が減る

消費者が正規品と誤認し模倣品を購入することで、正規品の売上が減少。以前は、模倣品は安かろう・悪かろうで、消費者も正規品と誤認する可能性は低かったが、近年は模倣品の品質が向上してきている。



### ブランド価値が毀損される

正規品と誤認して購入した消費者が、品質の悪さに不満を感じたり、模倣品が原因で健康被害が起こったり、さらにSNSでの投稿や報道をされると、正規品のブランド価値が傷つく。模倣品は「負の広告」。



### 消費者の健康に害を及ぼす

劣悪な品質の模倣品が原因で健康被害等が発生し、これが正規品と誤認されると、正規品を生産・販売している側にクレームが来たり、裁判で訴えられるリスクがある。



**自社ビジネスを守るために模倣対策が重要！！**

## 知的財産の海外での保護・活用

### ◆知的財産権の登録

知的財産権は原則として国・地域ごとに取得する必要がある。  
権利を主張するための前提として、まずは必要な知的財産権の登録を進めることが望ましい。

### ◆【守り】模倣品・知的財産権侵害対策

人気の商品、優良な商品は、海外進出する前から模倣業者に狙われる。  
自社商品のシェアを守るため、風評被害を防ぐため、侵害が行われていないかの調査、発見時の速やかな対応をできる体制確保が必要。



### ◆【攻め】知的財産権の活用

知的財産権は持っているだけではなく積極的な活用が望ましい。  
海外での製造委託、ライセンス展開においては知的財産権の有効な活用がカギとなる。



## 早期の知的財産権の登録が重要

日本の多くの地名、ブランド名、商品名が、海外で第三者により商標登録されてしまう問題が多発している（**冒認出願**）。

冒認出願が行われると、真の権利者であってもブランド名を現地で自由地使用・登録できなくなるおそれがあり、**商品の販売停止やブランド変更**を余儀なくされるなど、事業展開に重大な支障が生じる可能性がある。さらに、権利回復のために異議申立てや無効審判等の対応が必要となり、**多大な時間及び費用を要する場合**がある。

以下は過去に中国などの海外企業により日本のブランド名が海外で登録された一例である。

狭山茶	西尾の抹茶	近江牛	宇治抹茶
カフェ、レストラン等	服装、子供服等	レストラン、飲食店等	電子タバコ等
明石鯛	岡山白桃	中津からあげ	市田柿
ウイスキー、蒸留酒	加工桃、桃のスライス	レストラン、飲食店等	オンライン広告等

(出典) 中国商標局データベース

## ① ブランド名の設計

- 日本語・英語・現地語表記を検討する。
- 特に漢字圏で漢字の商標を考案する際には、日本の漢字をそのまま中華圏の漢字に置き換える以外に、**発音**や**意味合い**に基づいて選定することも考えられる。  
（例）漢字：伊藤園→伊藤园  
発音：サントリー→三得利  
意味：ブルドックソース→英斗（※英国の闘犬の意味）

## ② 権利範囲の設計

- 既存の商品に加え、将来展開予定も視野に出願対象となる指定商品を検討する（特に加工品・関連サービスの漏れに注意）。
- 予算に応じて優先順位を設定する。

## ③ 出願国・地域の検討

- 知的財産権は原則として保護したい国・地域毎に権利を取得しないといけないため、どの国・地域で取得にするか選択する必要がある。
- 商標の場合、直接出願かマドプロ出願かの出願方式を検討する。

	直接出願	マドプロ出願
概要	各国ごとに個別に商標出願を行う。	自国の特許庁（日本の場合は特許庁）を通じて、複数国への商標出願を一括で行う制度。
メリット	各国ごとに独立して権利を取得でき、他国の審査結果の影響を受けにくい。	一つの言語で出願・管理ができ、各国代理人を経由しないため費用削減が可能。
デメリット	国ごとに手続・管理が必要となり、手間や費用が増える。	基礎商標が拒絶・無効になると国際登録も影響を受ける。また、非加盟国では利用できず、指定国が少ない場合は費用メリットが小さい。

## ④ 先行商標調査など

- 自身が選んだブランド名が、出願を検討する国・地域において、先行する知的財産権を侵害しないか調査し、侵害と指摘されることを防ぐ。

## ⑤ 出願主体・タイミング管理

- 出願人・商標権者は代理店などの名義ではなく自社名義とし、第三者による冒認出願を防ぐため、出願前の情報管理を徹底する。
- サービスや商品の提供開始時にできる限り間に合うよう出願タイミングを管理する。

## ⑥ 出願後の管理体制

- 類似商標出願の監視、悪意のある冒認出願への異議申立期限を管理する。
- 模倣品対応フロー及び現地との連携体制を整備する。

# 侵害対策

## ① 予防的措置：早期の権利取得、冒認出願があった場合の対応

早いタイミングで権利取得を行うことが重要である。冒認商標対策として、登録商標等の定期的なウォッチングや、冒認商標が見つかった場合には、出願人等の調査を行い、必要な措置をとることが推奨される。

### 商標 ウォッチング

- ・ 出願商標を定期的に監視し、権利者の登録商標と同一又は類似の商標を調査

### 冒認出願人調査

- ・ オンライン・オフラインでの調査を通じて、相手方企業の実態、冒認商標の使用状況を把握し、異議申立など、商標買取の可能性を確認

### 異議申立、 無効審判、買取

※国によって制度は異なる

- ・ 異議申立、無効審判、不使用取消で冒認商標を無効化できそうであれば、これらの措置を実施
- ・ 上記の措置で無効化できない場合や、早急に商標権を取得したい場合、商標買取も検討

## ② 模倣対策

まずは侵害の状況や相手方に対する調査が必要となる。調査結果に基づき、費用対効果も考えながら有効な権利行使手段を選択する。

簡易調査

模倣品の被害状況、模倣業者の調査・試買

詳細調査

製造現場・流通体制の特定

(必要に応じて実施)

権利行使

警告書送付

民事訴訟

行政・刑事摘発  
(GI、商標権)

税関差止

削除要請  
(インターネット)

国によって制度は異なる

## 権利の活用

知的財産権は、単に保有するだけでなく、積極的に活用することが重要である。海外での製造委託やライセンス展開においては、知的財産権の適切な活用が重要な役割を果たす。権利の取得に加え、漏れのないライセンス管理を行うことも、侵害防止の有効な手段となる。海外におけるライセンス展開に当たっては、以下の事項に留意し、取引先との交渉を行う必要がある。

### ① ライセンスの範囲設計

対象知的財産や対象国・地域を特定する。  
ライセンスの種類（独占・非独占）を決める。

### ② ライセンス料（ロイヤルティ）の設定

ライセンス料の徴収方法について、将来の売上予測も加味して決める。

#### a. ランニングロイヤルティ方式

・従量方式

生産・販売した商品の一単位あたりの金額（例えば、種苗1本の販売に係る利用料）×単位

・従率方式

生産・販売した商品の価格等（基本額）×利用率（%）

※収益（売上－経費、税金）×利用率とする場合もある。

#### b. ランプサムペイメント（一括払い）

ライセンス契約を締結した最初の段階で一定の金額をまとめて支払う売り切りの支払い形態を指す。

#### c. イニシャルペイメント+ランニングロイヤルティの併用方式

一定金額を契約締結時に利用料の一部として支払い、契約期間中はランニングロイヤルティ方式で利用料を支払う。

### ③ 権利帰属・冒認出願の防止

商標権・出願権は自社に帰属するとして、無断出願・登録を禁止する。

### ④ ブランド管理・サブライセンス

パッケージ・広告等の事前承認を確保、ブランドを毀損しない義務の設定。サブライセンスは事前承諾制、サブライセンシーにもライセンシー同等の義務を課す。

### ⑤ 侵害対応：模倣品発見時の報告義務、権利行使主体と費用負担を明確化。

### ⑥ 契約終了後の処理：終了後の在庫処分期間及び商標等の使用禁止を明示。

### ⑦ 準拠法・紛争解決

準拠法及び紛争解決手段（訴訟／仲裁）について、執行可能性や実効性を踏まえて定める。

## ◆無料相談事業

農林水産物・食品の海外での模倣品流通や、第三者による冒認出願などについて、個別相談から具体的な助言や対策の提案まで、弁護士、弁理士、模倣対策コンサルタント等の専門家が伴走支援を実施した。

## ◆実施時期

2025年6月～2026年3月

## ◆支援内容

- ・侵害予防対策：将来の模倣品対策を見据え、対象国の知的財産制度に基づき、知的財産の取得及び活用方策を提案する。
- ・侵害対策：侵害発生国において、模倣品調査並びに各種権利行使手段に関する実現可能性、手続の概要及び参考費用を案内する。

## ◆相談の進め方



## 対応事例

対応した事例のうち、公表可能な事例については、公表範囲で以下のとおり分類してご紹介する。

### ◆知的財産権の登録

- ・事例1：台湾での商標出願と品種登録に関する相談
- ・事例2：中国での品種登録、製造委託に関する相談
- ・事例3：UAE、香港、マレーシアでの商標出願とライセンスに関する相談
- ・事例4：UAE、サウジアラビア、香港での商標出願とライセンスに関する相談

### ◆模倣品・知的財産権侵害対策

- ・事例5：タイにおいて流通する模倣品に関する相談
- ・事例6：タイにおける不正流通調査及び摘発方法に関する相談
- ・事例7：中国での模倣品調査、オンライン削除対応、無効審判等に関する相談

### ◆知的財産権の活用

- ・事例8：シンガポールでの製造ライセンス展開に関する相談
  - ・事例9：韓国での品種栽培ライセンス展開に関する相談
- ※事例3、事例4でもライセンス活用には言及

## 事例1：台湾での商標出願と品種登録に関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	青果物の生産指導・販売及び清涼飲料水の製造・販売、農産物の加工販売
対象産品	カンキツ類
輸出状況	台湾への輸出を開始し、将来はアジア全体への展開を目指している。
対象国・地域	台湾
知的財産権取得状況	日本では商標・品種登録済みで、対象国を含む海外では未登録である。
コンサルティングを希望する理由	相談者の新品種の果実は日本国内で商標登録及び品種登録を完了しているが、海外では知的財産権の保護が未整備であり、既に台湾向け輸出を開始し今後はアジア全体への展開を見据えている中で、模倣品の発生がブランド価値や市場拡大戦略に重大な支障を及ぼすおそれがある。そこで、本事業を契機に模倣品対策を強化し、海外における知的財産保護に一層注力したいと考えている。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾における先行商標調査及び商標候補の登録可能性の確認</li> <li>2. 台湾における商標出願の手続及び費用の把握</li> <li>3. 台湾における品種登録制度の概要及び費用の把握</li> </ol>
提案・助言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 台湾における先行商標調査及び商標候補の登録可能性の確認 調査の結果、商標候補のうち漢字・ひらがな表記は、台湾で同類商品における商標登録が認められる可能性が高いと考えられる。一方、ローマ字表記については、類似する可能性のある先行商標が複数既に登録されていることが確認されたが、類似ではないと判断される可能性が相応に高いと見込まれるため、登録出願を試みる価値は十分にあると言える。</li> <li>2. 台湾における商標出願の手続及び費用の把握 <b>外国に商標を出願する方法には「直接出願」と「マドプロ出願」という二つのルートがあり、その概要と違いを説明した上で、台湾ではマドプロ出願が適用できないため、台湾知的財産局への直接出願となることを示し、さらに台湾における商標出願登録の流れ及び参考費用について案内した。</b></li> <li>3. 台湾における品種登録制度の概要及び費用の把握 台湾における植物品種権登録申請の要件（申請人、申請対象となる植物の種類、登録要件）、申請書類、手続の流れ、所要期間及び参考費用について解説した。</li> </ol>

## 事例2：中国での品種登録、製造委託に関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	地域の農畜産物の生産・流通、資材供給、生活関連事業を促進し、地域農業の発展に寄与する。
対象産品	観賞用の花卉
輸出状況	約20年間に中国において既存の花卉の品種を増殖してきたが、今回は新たに開発したオリジナル品種を栽培・増殖する予定である。
対象国・地域	中国
知的財産権取得状況	日本では品種登録の実績があり、本件新品種も登録予定である。一方、海外では当該品種の知的財産権の登録は行っていない。
コンサルティングを希望する理由	依頼者は20年以上にわたり花卉品種の開発を行ってきた。今回、新たに開発した有望なオリジナル品種を中国で増殖する予定であり、無断栽培や情報流出、逆輸入のリスクを防ぐため、中国での品種登録を検討している。その手続方法や費用等について専門的助言を求めている。
課題	1. 中国における植物新品種登録手続の要件、申請手続、所要期間、費用の概算などについて把握したい。 2. 中国における品種増殖契約実務の留意点を知りたい。
提案・助言内容	1. 中国における植物新品種登録手続の要件、申請手続、所要期間、費用の概算などについて <b><u>(1) 申請人に関する要件として、中国に住所や営業所を有しない場合は、中国国内の代理人を通じて手続を行う必要がある。</u></b> また、共同申請を行う際の留意点についても解説した。 <b><u>(2) 品種に関する要件として、保護名簿に掲載された品種であること、新規性を有すること、区別性・一致性・安定性を備えること、さらに名称が適切であることが求められる。</u></b> (3) 登録までの流れ（予備審査及び実体審査（DUS審査）を経る）、一般的な所要期間、及び品種権の存続期間を示した。 (4) 費用の概算として、申請料は免除されるが、DUS審査料や種苗の輸入検疫を含む代理人費用の参考金額を提示した。 (5) 侵害発生時の救済措置として、協議、行政申立て、又は訴訟による対応方法を説明した。また、登録前の無断使用が判明した場合も、将来の補償請求を見据えて使用停止を求められることを伝えた。  2. 中国における品種増殖契約実務に関する留意点について、中国の種苗会社との品種増殖契約において、 <b><u>権利帰属と使用範囲の明確化、増殖の許諾及び利用の制限、検査・監督権限の確保、委託料の算定・支払い及び将来の収益配分、秘密保持・技術流出防止対策、契約解除及び違反對応、紛争解決条項</u></b> の各項目について助言を行った。

## 事例3 : UAE、香港、マレーシアでの商標出願とライセンスに関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	いちごの品種開発・栽培・販売
対象産品	いちご
輸出状況	現在、対象国・地域への輸出商談が進行中であり、今後はいちご果実に加え、その加工品の輸出も視野に入れている。
対象国・地域	UAE、香港、マレーシア
知的財産権取得状況	日本では商標登録済みである一方、対象国・地域では商標権を含む知的財産権の登録を行っていない。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、自ら開発したいちご品種について、対象国への輸出商談が進行していることを踏まえ、今後の海外展開を見据えたブランド保護及び活用戦略の整備を検討している。特に、海外における商標登録の具体的手続及び費用感、並びに将来的なライセンス展開を想定した契約実務上の留意点について、自ら十分な知見や経験を有していないことから、実務的観点に基づく専門的助言を求めている。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談者が登録を希望する商標に関する先行商標の調査</li> <li>2. 対象国・地域における商標登録手続の参考費用</li> <li>3. 海外におけるライセンス展開の注意点</li> </ol>
提案・助言内容	<p>1. 相談者が登録を希望する商標について、対象国・地域における先行商標調査の結果、同一又は類似の登録商標及び出願は確認されず、当該商標は商標として登録可能性が比較的高いと判断される。また、漢字を使用する香港市場を念頭に、当該商標の発音及び意味を踏まえ、いちごに適した中国語漢字ブランド名候補（発音、名称の解説及び商標登録可能性に関するコメントを含む）を複数提案した。</p> <p>2. <b>海外への商標出願方法として、①各国に個別に行う直接出願と、②複数国を一括出願できるマドプロ出願の概要及びそれぞれのメリットを紹介した。</b>その上で、<b>本件は対象国・地域が少数であり、かつ香港のような非加盟地域を含むことから、直接出願を推奨した。</b>さらに、3つの対象国・地域について、商標出願に係る代理人報酬及び官庁費用（実費）の参考額を提示した。</p> <p>3. 今後、対象産品の海外販売に当たっては、ブランド保護の観点から、相談者（ライセンサー）と海外の現地パートナー（ライセンシー）との間で締結されるいちごの輸出販売等に関する契約における商標等の知的財産権ライセンスの取扱いについて、主要な留意点を解説した。具体的には、<b>ライセンスの類型、サブライセンスの条件、ライセンス料の設定方法、知的財産権に関する規定及び模倣品発生時の対応等</b>である。</p>

## 事例4 : UAE、サウジアラビア、香港での商標出願とライセンスに関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	地域の農畜産品の日本国内や海外への販売
対象産品	ぶどう
輸出状況	海外への輸出は未着手であるが、将来は中東（UAE・サウジアラビア等）及び香港への輸出を検討している。
対象国・地域	UAE、サウジアラビア、香港
知的財産権取得状況	日本及び対象国・地域においては、商標権を含む知的財産権は未登録である。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、対象産品について本格的な販売を開始する予定であり、今後は香港や中東市場への輸出展開を計画している。現在、商標出願に向けて英語表記を中心とした商標候補案を検討中である。このため、海外展開に先立ち、本コンサルティングを通じて候補名称の商標登録の可否、登録手続の流れ及び費用見積に加え、ライセンス展開における留意点について、専門的な助言を求めたい。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象国・地域での先行商標の有無及び候補名称での商標登録可能性の調査</li> <li>2. 対象国・地域における商標登録手続及びその費用概算</li> <li>3. 海外における農産品販売ライセンス展開に関する留意点</li> </ol>
提案・助言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象国・地域での先行商標の有無及び候補名称での商標登録可能性の調査 UAEでは類似する先行商標が存在せず、候補名称による商標登録の可能性が比較的高いと考えられる。一方、サウジアラビア及び香港では、いずれも類似する先行商標が存在するため、候補名称による商標出願が拒絶されるリスクがある。そのため、商標の識別性を高める観点から、ネーミングの再考や図形、会社名等との組合せによる工夫が望ましい。</li> <li>2. 対象国・地域における商標登録手続及びその費用概算 <b>外国における商標出願方法として、直接出願とマドプロ出願の概要及び相違点を説明し、本件の場合は、対象国・地域が少ないこと、香港ではマドプロ出願を利用できないことから、直接出願が適切であることを示した。</b>その上で、UAE、サウジアラビア及び香港における商標出願について、それぞれの参考費用の例を提示した。</li> <li>3. 海外における農産品販売ライセンス展開に関する留意点 相談者が、今後海外でライセンス展開の際に知的財産権に関する留意点として、<b>ライセンスの対象、種類、地域及び期間の明確化、サブライセンスの取扱い、ライセンス料の設定方法、知的財産権の帰属の明確化と冒認出願登録の禁止、侵害発生時の対応等の事項</b>について助言を行った。</li> </ol>

## 事例5：タイにおいて流通する模倣品に関する相談

案件種別	侵害対策
相談者の事業内容	地域政策の推進・課題解決等
対象産品	カンキツ類
輸出状況	対象国・地域を含めた海外での販売と広報活動を展開している。
対象国・地域	タイ、台湾
知的財産権取得状況	過去に商標出願を検討したものの、手続面・費用面・活用面で懸念があったため、継続的な課題となっている。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、海外で対象産品の名称やキャラクターに類似した無許諾とみられる商品流通状況に懸念を抱いている。また、当該名称やキャラクターが海外で商標未登録であり、権利行使や模倣対策の方針が定まらないため、今後の海外展開を見据えて調査・法的対応・商標戦略に関する専門的な助言を求めたい。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ及び台湾における先行商標調査、商標登録手続及び費用</li> <li>2. タイ及び台湾における著作権登録手続の概要</li> <li>3. 侵害品の流通が発覚した場合の対応方法</li> </ol>
提案・助言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ及び台湾における先行商標調査、商標出願登録及び費用 タイと台湾では、対象キャラクターと同一又は明確に類似する先行商標が確認されず、当該キャラクターは十分な識別力を有することから、いずれも商標登録の可能性は高いと考えられる。また、<b>海外への商標出願方法（直接出願とマドプロ出願）の相違点を示した上で、本件では直接出願が適切と判断され</b>、台湾及びタイにおける出願参考費用を提示した。</li> <li>2. タイ及び台湾における著作権登録手続の概要 対象キャラクターは著作権による保護も想定されることから、タイ及び台湾それぞれの著作権制度の概要、実務上の運用、参考費用を紹介した。</li> <li>3. 海外における農産品販売ライセンス展開に関する留意点 海外で知的財産権侵害品の流通が発覚した場合には、<b>まず試買調査、初期調査、詳細調査、オンライン調査などを適宜組み合わせ、実態を把握し、流通時期に応じた調査計画を立てることが重要である</b>。その上で、登録商標や調査結果により販売者の特定が可能な場合には、<b>侵害の規模や悪質性に応じて、ECサイトでのリンク削除要請、警告書送付、税関差止め、民事訴訟、刑事摘発</b>などの法的手段を検討し、各手段の特徴を踏まえた適切な対応方針を選択する必要がある。</li> </ol>

## 事例6：タイにおける不正流通調査及び摘発方法に関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	地域農業の発展と組合員の生活向上を目的に、生産振興、流通・販売、資材供給などを総合的に行う。
対象産品	果実加工品
輸出状況	対象国を含め、東南アジア複数国で輸出・展開している。
対象国・地域	タイ
知的財産権取得状況	対象国を含め、東南アジア複数国で地理的表示（GI）を登録済み。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、東南アジア諸国への日本産乾燥果実の輸出拡大にあたり、GIの実効性及び公正な流通環境の確保に課題を抱えている。具体的には、GI登録は完了しているものの、原産地証明の簡素化が認められず、輸出実務に支障を来している。また、タイ現地におけるGI認知度の低さや非正規流通の存在にも懸念があり、GIの活用方針及び模倣防止策について専門的助言を求めたい。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非正規ルートによる日本産乾燥果実のタイ向け輸出状況及びタイ輸入行政登録に関する実務運用</li> <li>2. タイにおけるGIに基づく模倣品流通の阻止方法</li> </ol>
提案・助言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非正規ルートによる日本産乾燥果実のタイ向け輸出状況及びタイ輸入行政登録に関する実務運用 調査の結果、日本産の乾燥果実がタイ国内の複数の高級スーパーでの販売情報が確認された。これらは現地企業を通じて輸入・販売されており、形式上は所定の行政手続を経た適法な流通とみられる。ただし、行政登録手続に必要な書類や要求内容は担当官の裁量によって異なる場合があり、登録済み企業が正規の卸売業者から必要書類を入手して手続を完了している一方で、相談者側は追加資料の提出を求められた結果、登録が進んでいない状況にある。このように、タイにおける食品輸入関連の行政登録には運用上のばらつきが見られる点が課題であり、実務経験の豊富な現地ビジネスパートナーと連携して手続を進めることが望ましい。</li> <li>2. タイにおける対象産品の模倣品流通の対策方法 <b><u>仮に対象産品の GI を侵害する模倣品の流通が判明した場合には、GI に基づく警告書送付、民事訴訟、刑事摘発、EC サイトへの削除要請など、複数の手段を講じることができる</u></b>ので、その概要について説明した。これらの手段を侵害態様やコスト・実効性に応じて選択・組み合わせることが、タイにおける模倣品対策の実効性向上に重要である。</li> </ol>

## 事例7：中国での模倣品調査、オンライン削除対応、無効審判等に関する相談

案件種別	侵害対策
相談者の事業内容	飲料水及び食品の製造・販売
対象産品	飲料水
輸出状況	対象国を含め、世界の数十か国において商品を輸出・販売している。
対象国・地域	中国
知的財産権取得状況	中国において、対象商品に関する複数の登録商標を保有している。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、海外市場向けに展開している自社飲料製品の模倣品が近年増加しており、特に中国のECサイト上で、自社商標を無断で使用した模倣品が多数確認されたことを受け、ブランド毀損の懸念を抱いている。これまで中国において本格的な模倣品摘発の対応を実施した経験がないため、模倣品の流通実態や業者の調査方法、法的対応の可能性及び費用感について、専門的な助言を受けたい。
課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アリババにおける商標権侵害商品のリンク削除手続</li> <li>2. 中国における模倣品流通状況調査方法及び参考費用</li> <li>3. 悪質業者に対する摘発方法の概要及び参考費用</li> <li>4. 冒認商標の無効化の可能性の分析、所要手続及び参考費用</li> <li>5. 飲料用ボトルキャップにかかる商標出願に関する指定商品区分の検討</li> </ol>
提案・助言内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アリババ上で相談者の登録商標を無断使用した出品について商標権侵害を理由に削除申立てが可能であることを説明し、手続方法及び必要書類を案内した。</li> <li>2. 中国における模倣品流通調査の一般的な手法を紹介し、飲料及びボトルキャップの模倣品流通状況に関する調査方法及び参考費用を説明した。</li> <li>3. <b>模倣品の流通規模や悪質性に応じて、警告書送付、行政摘発、民事訴訟、刑事摘発といった手段を選択できること、警告書送付は低コストながら実効性に限界があるため、侵害規模が大きい場合には行政又は刑事摘発、訴訟による対応が有効である</b>ことを説明した。</li> <li>4. 今回の冒認商標について、相手方の悪意性について認めた審決もあり無効となる可能性が相当程度高いとの分析結果を説明し、その上で、無効審判請求に必要な証拠の種類及び参考費用を案内した。</li> <li>5. 第三者による飲料用ボトルキャップの無断製造・販売への対策として、商標登録における指定商品区分に関する助言を行い、併せて商標出願の参考費用を説明した。</li> </ol>

## 事例8：シンガポールでの製造ライセンス展開に関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	国産鶏の卵及びその加工品の販売
対象産品	卵加工品
輸出状況	現在は香港で流通しており、シンガポールでも輸入許可を取得し、近日中に販売開始予定である。
対象国・地域	シンガポール
知的財産権取得状況	日本・香港・シンガポールで商標権を取得済み。
コンサルティングを希望する理由	現在、主力商品の卵加工品を香港で販売しており、シンガポールでも輸入許可を取得し販売開始を予定している。日本・香港・シンガポールで商標権を取得済みである。シンガポールでは現地企業との商談が進行中で、将来的な現地製造やライセンス付与の可能性が検討されている。そこで、シンガポールにおける製造ライセンス展開に関する留意点を確認したい。
課題	卵加工品のシンガポールにおける製造ライセンスや業務提携の展開に関する適切な進め方及び各フェーズにおける契約上の留意点
提案・助言内容	<p>海外企業との製造ライセンスや業務提携に関する取引においては、以下のフェーズがあることを説明した。その上で、フェーズ1及びフェーズ2に関するタームシートの雛形を提供し、各条項のポイント（<b>ライセンス料の定め方、知財権の帰属、競業避止、秘密保持、準拠法・紛争解決規定など</b>）について解説した。</p> <p><b>フェーズ1 取引開始の段階</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協業ができるかの検討を行う。</li> <li>【契約】秘密保持契約の締結</li> </ul> <p><b>フェーズ2 フィージビリティ・スタディ（予備テスト）段階</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィージビリティ・スタディに関する条件を定める。</li> <li>・事業化後の共同研究、製造ライセンス等の正式契約についての基本条件を定める。</li> <li>【契約】フィージビリティ・スタディ契約/基本合意書の作成、正式契約のタームシート作成</li> </ul> <p><b>フェーズ3 正式なビジネスの展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FSの結果に基づき正式なビジネスに移行するかを決定する。</li> <li>・さらなる協業の可能性への検討（合併会社、現地子会社の設立など）</li> <li>【契約】正式契約</li> </ul>

## 事例9：韓国での品種栽培ライセンス展開に関する相談

案件種別	侵害予防対策
相談者の事業内容	ぶどうの育種、栽培、販売
対象産品	ぶどう
輸出状況	現在、海外輸出実績はないが、今後は韓国を含む海外諸国への輸出を検討している。
対象国・地域	韓国
知的財産権取得状況	韓国では品種登録はされているが、商標登録は行われていない。
コンサルティングを希望する理由	相談者は、自身が育種したぶどうを海外展開する意向を持ち、韓国の苗木会社から栽培提案と契約書案を受けて検討中である。韓国では品種登録済だが商標登録は未了である。また、特に韓国における栽培ライセンス契約についてライセンス範囲やロイヤリティ設定などの契約内容に疑問があり、慎重に交渉を進めるため専門家の助言を求めたい。
課題	韓国企業との品種栽培ライセンス契約における実務上の留意点、韓国における同一名称での品種登録と商標登録の併存可能性に関する調査
提案・助言内容	<p>1. 品種栽培に関する国際ライセンス契約について、<b>ライセンスの類型（通常利用権・専用利用権・独占的通常利用権）、許諾範囲の設定、再委託の制限、ライセンス料の設定</b>、さらにはライセンス交渉の各段階における契約上の考慮点（<b>フェーズ1：取引開始段階、フェーズ2：フィージビリティ・スタディ段階、フェーズ3：正式なビジネス展開段階</b>）などを中心に注意点を解説した。</p> <p>2. 相談者が韓国企業と締結する品種栽培許諾契約に関し、<b>ライセンスの類型、品種権登録、品種情報・技術、増殖・報告、販売促進、ロイヤリティ及び分配率、権利侵害時の対応</b>を含む契約条項について、実務上の一般的な留意点を解説した。</p> <p>3. <b>韓国において</b>同一名称で品種登録と商標登録を同時に行えるかについて、関連法令を示した上で、<b>登録された品種名称と同一又は類似の商品に同一又は類似の商標を使用する場合は商標登録できず、したがって品種名称として登録されていれば商標登録は認められない</b>ため、品種の名称や商標のネーミングには注意が必要である旨、助言した。</p>

#### 【免責条項】

本報告書は、2026年3月末時点で判明した事実及び入手可能な情報に基づき作成したものです。本報告書の内容については、正確性・完全性の確保に努めておりますが、これを保証するものではありません。また、本報告書には、各国や地域の法制度、実務運用等に関する情報が含まれる場合がありますが、これらは一般的な情報提供を目的とするものであり、個別案件に関する法的助言を構成するものではありません。

本報告書は、利用者ご自身の判断と責任においてご利用ください。本報告書の利用により生じたいかなる不利益、損害、トラブル等についても、農林水産省及び執筆者であるIP FORWARD株式会社は一切の責任を負いかねます。知的財産権の行使その他の具体的対応にあたっては、必要に応じて弁護士等の専門家に相談のうえ、慎重にご対応ください。